

地域母子保健に関する住民要請と期待の検討

小野寺伸夫（国立公衆衛生院）

我が国の母子保健行政は国民の英知と的確な行動を通じ発展するとともに国民生活に大きな影響をもたらしてきた。今日、母子保健水準は世界の中で極めて高い状況にあることは確かである。しかし、母子保健の課題は人類の歴史とともに存在するものであり絶えざる施策の検討が必要とされている。

古来から『母性の保護並びに児童の養育』の視点は救済援助を第一目的とした発想で国民保健事業の中核に位置付けられ施設の整備等が計られてきた。紀元593年、聖徳太子は施薬、療病、悲田、敬田の4院を設立し、悲田院は孤児の収容養育にあてられたといはれている。その後種々変遷を見る中に明治維新に至るまでの特徴について『母性及児童保護』西野陸夫著、保健衛生協会、（昭和13年）に次のように記している。

『斯くして明治維新を迎えたのであるが、之を通覧しても判る如く、我が国に於ける救済制度といふものは古来より継承的に存続して居るものがない。従って児童保護に関しても行政制度といふものが一連となつておらず、大体皆臨機の施政で、王政の盛衰、仏教の興廃に左右されて居るのである。』

母子保健行政が救済的施策から近代的な母子保健科学と福祉の理念を基盤とした施策に継続して発展するためには多くの先人の努力が払われてきた。産業革命は産業基盤の変革をもたらすとともに社会全般に亘って種々の影響を及ぼし社会医学・予防医学的施策の展開が期待され、従来の慈善的救済から公衆衛生的施策への転換が計られ諸国であいついで母子保護関連の法規の制定が進められてきた。さらに、『20世紀は児童の世紀である』との提唱がスエーデンのエレン・ケイ女史がなされた。

我が国においても明治維新以後の近代化政策の中で次第に充実の方向がもたれ、大正5年保健衛生調査会は母子衛生の実態調査を実施した。第一次世界大戦及び大正11年の関東大震災の後における社会政策の進展に伴う新たな段階をむかえ、大正15年12月東京で第一回全国児童保護事業会議が開催され、乳幼児保護に関しては小児保健所を全国に設立することを内務大臣に建議すること、公設産婆を置くこと、乳児保護婦養成機関を設くこと、育児思想の普及を計ること、乳幼児愛護デーを設くこと等その他を決議した。第二回会議は昭和5年10月に開催され特に児童精神衛生及び児童栄養問題等の検討がなされ、第三回会議は昭和9年6月開催され妊産婦人並に乳幼児保護に関する部会討議がなされた。更に、昭和10年10月東京で開催された第八回全国社会事業大会において農山漁村に於ける乳幼児死亡率低減方策に関する件、母子保護（扶助）法制定に関する件等の協議がなされた。これらの動きとともに、大正15年7月に従来の機関を改組して設置された社会事業調査会は昭和2年7月に児童保護事業に関する体系を可決している。妊産婦保護

、乳幼児保護等について事業の体系を整備する方向を提示し小児保健所指針をまとめている。かような過程を通じる中に昭和11年地域母子保健組織活動としての愛育村事業が発足し、昭和12年の保健所法、母子保護法の制定、昭和13年厚生省の設置、更にロックフェラー財団の寄附に基づく国立公衆衛生院の設立等がなされた。しかしながら、戦時体制進行する中に健兵健民対策における健民運動の重点事業として母子保健の徹底が位置付けられたが、深刻な事態を迎え終戦に至っている。

その後、民主国家、平和国家、基本的人権を守る国家としての施策の展開、更に地方自治体の計画と活動、各種学術団体・民間団体の協力と参加等を通じ母子保健行政の発展が計られ、とりわけ国民一人一人の健康意識の向上からも期待すべき方向を歩んでいる。しかしながら、母子保健を巡る多様にして複雑な問題が時には健全な母子保健の推進を阻む傾向がないでもない。急激な社会変動による過密過疎、核家族化、人間行動の広域化、高学歴社会、住民の価値観・権利意識の変化、行政需要の拡大と行政改革、母子保健科学技術の進歩、人間阻害の増大、高度情報社会・国際化社会の現実等は新たな視点に基づく母子保健の課題検討が期待されている。

母子保健行政の歴史的変遷を通じて言えることは、行政の施策が地域住民の基本的願いでもある母子の健全な姿を求める人類普遍の要請と期待にどのように安定性、継続性、科学性、個別対応性、発展性、地域特性を持って対応してゆくかである。そのため課題の検討が求められるとともに具体的な方策の提示、施策の展開が計られねばならない。

母子保健の施策は日常生活と密接な場である家庭・地域社会を通じて展開されるとともに、ライフサイクルにおいて特に保健科学として重視されねばならない時期を考慮し進展をはかることが基本とされている。

どの時代であっても親子のきづなと人間的ふれあいを踏まえた発想が期待されているにもかかわらず、母子保健問題の検討に当たって時には差別や偏見が介在し施策の本質を誤り、弱者の十分な保護育成に欠けることもないではなかった。それとともに、我が国においては施策の継続性・安定性に問題を残しており、又、個人や家庭にあっても迷信や因習が健全な母子保健を阻んで来た事実も見逃しえない。

21世紀を展望した母子保健の施策を地域で展開するためには、地域健康政策の位置付け、人間生活の基本要請、組織機構と組織活動の方針、適確な活動を能率良く実施する方策と法令財政等の支援体制、社会環境・自然環境との条件適合、及び地域別・時系別・施策別格差等の政策科学的検討が必要とされている。このため、地域母子保健施策をより充実発展すべき方向としては地方自治体の地域保健医療計画はもとより総合発展計画との整合性を持って位置付けられるとともに関係団体機関との一層の連携システムの形成が期待されている。さらに、高齢化社会の到来、核家族化の現実、婦人の社会進出等を考慮する時、母子保健の推進において父性との関連が重視されるとともに次代を担う人材育成と教育課題を包括する総合的検討が必要である。